

千葉県感染拡大防止対策協力金（第7弾）交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、事業者の経営への影響を緩和するため、千葉県（以下「県」という。）による令和3年4月20日から5月11日までの営業時間短縮等の要請（以下「第7次要請」という。）及び令和3年4月28日から5月11日までの営業時間短縮等の要請（以下「第7次追加要請」という。）に協力した事業者に対して、千葉県感染拡大防止対策協力金（以下「協力金」という。）を支給するものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 中小企業等 県内に店舗を有する次のいずれかの法人等
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業及び個人事業主
 - イ 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人その他の法人であって、常時使用する従業員の数が前号の中小企業と同規模のもの
 - ウ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業又は小規模企業に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が第一号の中小企業と同規模のもの
- 二 大企業 県内に店舗を有する、前号に規定する中小企業等を除く法人等
- 三 まん延防止等重点措置区域 第7次要請の期間において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下「法」という。）第31条の6第1項の規定により知事が定めるまん延防止等重点措置を講ずる必要がある区域に該当する県内市町村
- 四 まん延防止等重点措置追加区域 前号に規定するまん延防止等重点措置区域を除き、第7次追加要請の期間において、法第31条の6第1項の規定により知事が定めるまん延防止等重点措置を講ずる必要がある区域に該当する県内市町村
- 五 重点措置区域外 まん延防止等重点措置区域及びまん延防止等重点措置追加区域以外の県内市町村

(対象事業者)

第3条 協力金の申請及び支給の対象となる事業者は、次に定める全ての要件を満たす者とする。

一 次のア、イ、ウのいずれかに該当する者であること。

ア 第7次要請及び第7次追加要請を受けた、必要な飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、まん延防止等重点措置区域で飲食店を運営する事業者であり、次に定める要件を満たす者

(ア) 20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、令和3年4月20日から4月27日までの期間において、酒類を提供する場合は11時から19時までとして、20時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

(イ) 20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、第7次追加要請の期間において、酒類を提供せず、20時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

イ 第7次要請及び第7次追加要請を受けた、必要な飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、まん延防止等重点措置追加区域で飲食店を運営する事業者であり、次に定める要件を満たす者

(ア) 21時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、令和3年4月20日から4月27日までの期間において、酒類を提供する場合は11時から20時までとして、21時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

(イ) 20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、第7次追加要請の期間において、酒類を提供せず、20時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

ウ 第7次要請を受けた、必要な飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、重点措置区域外で飲食店を運営する事業者であり、次に定める要件を満たす者

(ア) 21時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、第7次要請の期間において、酒類を提供する場合は11時から20時までとして、21時から翌朝5時までの間に営業を行わないこと。

二 要請への協力開始日（令和3年4月20日）より前に開業し、営業の実態があること。

三 要請の期間において、県が要請する感染拡大防止対策を実施すること。

四 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

五 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

2 前項の規定にかかわらず、支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体に

あつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)) が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業者は、支給の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（暴力団密接関係者）

第4条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

（支給額）

第5条 協力金は、予算の範囲内において、一店舗当たり、以下の額を支給する。

- 一 第3条第1項第1号ア又はイに該当する事業者
以下のア、イ及びウを合算した額

ア 令和3年4月20日から4月27日までの間において、営業時間の短縮等を開始し、4月27日まで継続した場合

別表に規定する支給日額に、営業時間の短縮等を開始した日から令和3年4月27日までの日数を乗じた額

イ 第7次追加要請の期間において、令和3年4月28日に営業時間の短縮等を開始し、令和3年5月11日まで継続した場合

別表に規定する支給日額に、14(4月28日から5月11日までの日数)を乗じた額

ウ 第7次追加要請の期間において、令和3年4月29日から令和3年5月1日までの間に営業時間の短縮等を開始し、5月11日まで継続した場合

別表に規定する支給日額に、11(5月1日から5月11日までの日数)を乗じた額

二 第3条第1項第1号ウに該当する事業者

ア 令和3年4月20日から令和3年5月11日まで継続して営業時間の短縮等をした事業者

別表に規定する支給日額に、22(4月20日から5月11日までの日数)を乗じた額

イ 令和3年4月21日から4月28日までの間に営業時間の短縮等を開始し、令和3年5月11日まで継続した事業者

別表に規定する支給日額に、14(4月28日から5月11日までの日数)を乗じた額

(申請)

第6条 協力金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、協力金の支給を受けようとするときは、別記第1号様式で規定する申請書兼実施報告書に、誓約書その他知事が定める資料を添えて知事に提出しなければならない。

(支給)

第7条 知事は、申請者より前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは協力金を支給する。

2 知事は、前項の審査により、協力金の支給を決定したときは、その旨を当該申請者に

通知する。

- 3 知事は、前項の決定をした場合において、当該申請者の店舗に係る屋号及び所在地を公表することができる。
- 4 知事は、第2項の通知に関して必要な条件を付することができる。
- 5 知事は、第1項の審査により、協力金を支給しないと決定したときは、当該申請者に対してその理由を示すものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 申請者は、前条第2項の規定による協力金の支給決定の通知を受けた場合において、協力金の支給の申請を取り下げようとするときは、別記第2号様式により知事に申し出なければならない。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る協力金の支給の決定はなかつたものとみなす。

(協力金の取消し及び返還)

- 第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第2項の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 申請者が、法令、本要綱等又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 申請者が、偽りその他不正の手段により協力金の支給を受けたとき。
 - 三 申請者が、第3条第2項及び第4条に該当する者であることが判明したとき。
- 2 申請者は、第1項の規定により協力金の支給の決定が取り消された場合において、協力金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられたものとする。
 - 4 申請者は、協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が

納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(検査及び報告)

第10条 知事は、協力金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、検査、報告その他必要な措置（以下「検査及び報告等」という。）を求めることができる。

- 2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力金の支給等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第5条関係）

- 1 まん延防止等重点措置区域（第3条第1項第1号アに該当する事業者）及び第7次追加要請の期間におけるまん延防止等重点措置追加区域（第3条第1項第1号イに該当する事業者）

（1）中小企業等

区分	支給日額
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が10万円以下の店舗	4万円
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が10万円から25万円の店舗	1日当たりの売上高に0.4を乗じた額 ※千円未満切り上げ
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が25万円以上の店舗	10万円

（2）大企業（中小企業等も選択可）

区分	支給日額
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高を今年度の1日当たりの売上高と比較して、売上高の減少が50万円未満となる店舗	1日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額 ※千円未満切り上げ
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高を今年度の1日当たりの売上高と比較して、売上高の減少が50万円以上となる店舗	20万円

2 令和3年4月20日から4月27日までの期間におけるまん延防止等重点措置追加区域（第3条第1項第1号イに該当する事業者）及び重点措置区域外（第3条第1項第1号ウに該当する事業者）

(1) 中小企業等

区分	支給日額
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が8万3,333円以下の店舗	2.5万円
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が8万3,333円から25万円の店舗	1日当たりの売上高に0.3を乗じた額 ※千円未満切り上げ
前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が25万円以上の店舗	7.5万円

(2) 大企業（中小企業等も選択可）

区分	支給日額
前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額が50万円未満となる店舗	1日当たりの売上高の減少額に0.4を乗じた額又は前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額 ※千円未満切り上げ
前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額が50万円以上となる店舗	20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額 ※千円未満切り上げ

千葉県感染拡大防止対策協力金（第7弾）申請書兼実施報告書

千葉県感染拡大防止対策協力金（第7弾）交付要綱第3条の支給対象者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき、協力金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

また、同要綱第7条の規定に基づき協力金の支給が決定した場合、下記口座へ振込をお願いします。

令和 年 月 日 所在地

千葉県知事 様 申請者 名称

代表者 記

1 申請者の情報

申請事業者名 〔法人名又は 個人事業主名〕	フリガナ 名称											
申請者の種別	選択	法人	法人番号									
		個人事業主	住所(※1)					生年 月日	M・T S・H		性別	
担当者 〔本申請に係る 連絡先※2〕	フリガナ 氏名						電話					
	住所						メールアドレス					

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 個人事業主の「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※2 不備の連絡は担当者あてメールもしくは電話（050から始まる番号から発信）で行います。

2 営業時間の短縮等を行った店舗の情報

飲食店・喫茶店営業許可番号	屋号（店舗名）
店舗所在地	電話番号
千葉県	
営業内容（選択式）※裏面から選択	左記の具体的な内容（自由記載）

3 時短等の取組内容

【従前の営業時間】

時 分から 時 分まで	（注）審査で過去の申請内容と突合を行います
（以下、枠内（時短営業または終日休業、感染防止対策、申請額）を記載してください）	

<p>【時短営業の場合】</p> <p>①4月20日～4月27日の営業時間</p> <p>時 分から 時 分まで</p> <p>4月20日～4月27日の酒類提供時間 ※提供が無い場合は記載不要</p> <p>時 分から 時 分まで</p> <p>②4月28日～5月11日の営業時間</p> <p>時 分から 時 分まで</p> <p>4月28日～5月11日の酒類の提供 <input type="checkbox"/>にチェックしてください</p> <p><input type="checkbox"/> 終日提供していません。</p>	<p>感染拡大防止対策への取組 <input type="checkbox"/>にチェックしてください</p> <p><input type="checkbox"/> 要領P1～2の感染拡大防止対策を全て実施しているとともに、取組内容を店舗等への掲示やホームページへの掲載により公表しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 飲食を主として業としている店舗の場合、カラオケ設備は使用していません。</p>
<p>【終日休業の場合】 <input type="checkbox"/>にチェックしてください</p> <p><input type="checkbox"/> 4/20～4/27終日休業 <input type="checkbox"/> 4/28～5/11終日休業</p>	<p>≪申請額≫ 申請額（小計①と小計②の合計額）</p> <p>【4/20～4/27分】</p> <p>1日当たり支給額 × 協力日数① = 小計① 円</p> <p>【4/28～5/11分】</p> <p>1日当たり支給額 × 協力日数② = 小計② 円</p>

協力金第6弾（要請期間：令和3年4月19日まで）を申請いただいている方は以下の「4振込先情報」の記載を省略することができ、また裏面添付書類の「6振込先口座を確認できる書類」の添付を省略できます。

省略する場合は確認のため下記にチェックをお願いします。

私は千葉県感染拡大防止対策協力金（第6弾）申請済みのため、添付書類を省略し、協力金（第6弾）で申請した口座に振り込みを行うことに同意します。

4 振込先情報（当該通帳の写しを添付してください。なお、添付を省略する場合は記載不要です。）

金融機関名	金融機関コード	(4桁) ※3
本・支店名	支店コード	(3桁) ※3
預金種別	1：普通 2：当座 (いずれかを○で囲んでください)	口座番号(※1) (7桁)
口座名義人(※2,3)	(通帳見開き) カタカナで記載	マ

※1 口座番号が6桁以下の場合、はじめに「0」を記載してください。

※2 口座名義人は、申請者が法人の場合は、当該法人名義、個人事業主の場合は本人名義に限ります。

※3 通帳見開きの記載内容を誤りなく転記。間違いがあると振込エラーとなるため、入金まで時間を要します。営業時間短縮を行った店舗が複数ある場合は、店舗ごとに本書を作成の上、申請してください。

添付書類

○提出する前に内容を確認の上、下記の「添付」欄に必ずチェックを入れてください！

○添付を省略した場合は審査が円滑に進むよう「省略」欄に必ずチェックを入れてください！

	添付	省略
1 日額算定シート及び協力日数算定シート (※)各シートで計算した1日当たり支給額及び協力日数を、表面の申請書に記入してください。 要領 P32～P38, P11参照	<input type="checkbox"/>	/
2 誓約書 (※)誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。 要領 P12参照	<input type="checkbox"/>	/
3 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し (※)裏書きがある場合は、その写しも御提出ください。 要領 P13参照	<input type="checkbox"/>	/
4 直近の売上台帳等の写し (※)売上がゼロの月の台帳等は不可 (※)協力金(第6弾)で協力金の申請をした場合は添付不要 要領 P13参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 営業時間短縮(休業)及び従前の営業時間等の状況が確認できる書類 (※)申請する店舗の名称が明記された書類を御提出ください。 (※)[4/20～4/27分]酒類を提供していた場合は、提供時間が確認できる書類を御提出ください。 (※)[4/28～5/11分]酒類の提供をしていないことが確認できる書類を御提出ください。 要領 P14～P15参照	<input type="checkbox"/>	/
6 【時短営業の場合】 感染防止対策確認結果の写しまたは 感染拡大防止対策取組状況報告書 要領 P16参照	<input type="checkbox"/>	/
7 振込先口座を確認できる書類(通帳の写し等) (※)協力金(第6弾)の申請をし、同一口座に振り込みを希望する場合は添付不要 要領 P17参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 【個人事業主の場合】 本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等) 要領 P18参照	<input type="checkbox"/>	/
9 【法人の場合】 役員等名簿 (※)協力金(第6弾)の申請をし、今回申請時点で変更が無い場合は添付不要 要領 P19参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 前年又は前々年の確定申告書類の控え ①(法人の場合)別表一(1枚)、(個人の場合)第一表(1枚) ②(法人の場合)法人事業概況説明書(2枚) (個人の場合)青色申告決算書(2枚)または収支内訳書(1枚) 要領 P20～P22参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 前年又は前々年4・5月の売上台帳等の写し (※)上記10に月別の売上高が明示されている場合は添付不要 要領 P22参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 【売上高減少方式で算定する場合】 令和3年4・5月の売上台帳等の写し 要領 P22参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 飲食店事業売上高報告書(11・12に添付) (※)上記10に月別の売上高が明示されている場合は添付不要 要領 P23参照	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※中小企業・個人事業主で、
1日当たり支給額が下限額の場合は省略可
(申請要領P8参照)

※申請書類に不備があったり、判読が困難(コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等)であったりする場合には、申請をいただいた後、確認をしたうえで、再提出等をお願いすることになり、支給までに相当な時間を要することがあります。申請前にもう一度、提出する書類の確認をお願いします。

※書類の散逸を防ぐため、提出書類はすべてA4サイズとするか、A4用紙に貼付してください。

営業内容(表面2関係)以下の項目から1つ選択してください。

- ①【食堂】②【日本料理】③【西洋料理及びレストラン】④【中華料理及びその他東洋料理(ラーメン含む)】⑤【そば及びうどん】⑥【すし】⑦【移動営業車】⑧【旅館(宿泊者以外にも飲食を提供している場合)】⑨【喫茶店】⑩【スナック・バー】⑪【酒場】⑫【カラオケ】⑬【その他】

第2号様式（第8条）

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(郵便番号)
(所在地)
(名称・代表者名)

千葉県感染拡大防止対策協力金（第7弾）に係る申請の取り下げについて

令和 年 月 日に申請しました下記書類を取り下げます。

記

「千葉県感染拡大防止対策協力金（第7弾）申請書 及び 添付書類」

注 押印は不要ですが、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。